

札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて（案）

1 答申

札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）において放射性物質による汚染を適用除外とする第53条第1項の規定を削除することが適当である。

2 答申の理由

これまで、環境法体系において放射性物質による汚染は適用除外とされてきた。また、札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）にも同様の規定が置かれている。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、放射性物質が一般環境中に拡散したことから、今後、類似の問題に対応することを念頭におき、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけることが必要となった。

そこで、平成24年9月に環境基本法（平成5年法律第91号）が、平成25年6月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）が、それぞれ改正され、放射性物質を適用除外とする規定が削除された。また、環境影響評価に係る関連規定についても、平成27年6月1日までに全て改正されている。

当審議会では、札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて、様々な観点から審議を重ねてきたところである。上記のような国の動向等に加え、札幌市地域防災計画「原子力災害対策編」においても、原子力災害後の中長期対策として放射性物質による環境汚染に対し、必要な措置を講じることとされていることから、本市において今後対象となる案件について遅滞なく対処する必要がある。

このことから、当審議会としては、同条例第53条第1項の規定を削除し、放射性物質による汚染についても環境影響評価の対象とすることが適当であるとの結論に至った。